

監査結果に係る措置通知書

都 市 整 備 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>2 指定管理者</p> <p>(1) 非公募理由の合理性</p> <p>⑩ 仙台市営住宅</p> <p>平成 19 年度は市営住宅の管理運営全般を非公募指定としていたものを、平成 20 年度は一部の業務（空き家修繕，施設設備保守点検，駐車場管理，連絡業務）を公募指定に変更している。</p> <p>非公募指定の理由として，市営住宅入居者の個人情報管理を挙げているが，個人情報管理体制の整備された事業者に限定する必要性は認めるものの，当団体のみに限定する合理的根拠に乏しい。</p> <p>非公募指定の業務の中には保守管理業務等，公募になじむ業務が含まれており，当該業務に係る非公募指定の理由が不明確である。</p>	<p>平成 23 年度からの指定管理者の選定にあたり，前回非公募としていた業務のうち募集業務，収納業務，緊急修繕業務，入居者苦情相談業務及び連絡業務の 5 業務については，個人情報に基づいた福祉関係機関との連携，入居者との信頼関係の維持が強く求められることから，個人情報管理体制が整備され，さらに福祉関係機関との連携や入居者との信頼関係などにおいてこれまで適正な事業運営を行ってきた従前の指定管理者を再度選定した。</p> <p>一方，上記の 5 業務以外については，前回非公募としていた昇降機保守点検・保安業務，給水施設維持管理業務，遊具保守点検業務及び環境整備業務を含めて全て公募業務とし，公募により指定管理者を選定した。</p>